

別表(第5条、第7条、第8条関係)

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	6 備考
1 魅力ある滞在施設整備事業	○宿泊事業者 ○民泊推進協議会	<p>①魅力ある民泊等施設総合整備事業</p> <p>日本ならではの伝統的な農山漁村生活体験や地域の人々との交流を楽しむ滞在を提供する等、その宿を訪れることが旅の目的となる民泊等施設の整備に要する経費</p> <p>施設の内装や外装の改修(新築は含まない)、資材等の購入費、宿泊者が利用する風呂・洗面所・トイレ等の改修、建物に付随する消防等設備の新設・改修等、施設整備と一体として実施する備品のリース又は20万円未満の備品購入に要する経費(宿泊者専用の設備・器具に限る)</p> <p>※増改築、改修により施設の魅力が高まる整備事業でなければならない。</p> <p>※第2条の交付目的を達するため、滞在エリア内で複数の民泊等施設を整備する必要がある場合、1件の補助事業とすることができる。</p> <p>※専ら施設所有者及び従事者の居住・宿泊等に要する部分に係る経費は対象としない。</p> <p>※事業実施主体に係る運営費等の経常的経費、施設の維持管理費は対象としない。</p>	2分の1	1 事業者あたり 上限3,000千円 (①②③合計)	
	○宿泊事業者	<p>②魅力ある宿泊体験メニュー事業</p> <p>ア 民泊等施設において提供する地域資源等を活用した特色ある商品(飲食物・加工品・土産物等)、サービス(体験メニュー・プログラム)の企画・開発・整備及び商品化に要する経費</p> <p>イ ホームページ制作、パンフレット作成、旅行会社やマスコミ関係者への情報提供等、作成したメニューの情報発信、販売促進、宣伝に要する経費</p> <p>ウ 新規に民泊等施設を運営する際の許認可申請等に要する経費(更新に係る費用は含まない) (食品衛生責任者養成講習会受講料、旅館業・食品営業許可申請手数料、建築確認申請手数料等)</p> <p>エ 自動火災報知設備又は特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が義務づけられた施設に係る同設備の購入、設置に係る経費</p> <p>※その宿でしか体験できない思い出に残る宿泊体験を提供し、その宿を訪れること自体が旅の目的となるオンリーワンの民泊等施設である、又はその可能性が高いと認められるものであること。</p> <p>※アに係る事業を必ず実施するものとし、事業期間内に商品化(パンフレット、ホームページ等で広報し、販売できる状態とすることをいう。)しなければならない。</p> <p>※アに係る事業により開発された商品・サービス等は季節が限定されるもののみではなく、年間を通じて提供が可能なものを含むこと。</p>			①の事業も併せて実施するものとする。

		<p>※過大な食糧費、報償費や事業実施主体に係る運営費等の経常的経費、施設の維持管理費は対象としない。</p>			
	民泊協議会	<p>③魅力ある滞在エリア創造支援事業</p> <p>ア 滞在エリア内において地域ぐるみで宿泊客を迎えるにあたっての「おもてなし」を向上させる取組に要する経費</p> <p>イ これまでは宿泊客による消費効果が及びにくかった民泊等施設以外の飲食店・販売店や体験施設等に宿泊客を引き込みエリア内での滞在時間を増やす取組に要する経費</p> <p>ウ 滞在エリア内における受入れ家庭確保のための掘り起こしに要する経費</p> <p>(アドバイザー委託料、先進地等視察費用、コーディネーター人件費(庶務的業務を行う者の人件費は除く)、地元講習会・研修会開催経費、イベント開催経費(一過性のイベントは除く。)等)</p> <p>※アからウに係る事業のうちいずれか2つ以上を必ず実施しなければならない。</p> <p>※過大な食糧費、報償費や事業実施主体に係る運営費等の経常的経費、施設の維持管理費は対象としない。</p>			①の事業も併せて実施するものとする。
2 民泊等施設整備事業	<p>○宿泊事業者</p> <p>○民泊推進協議会</p>	<p>農山漁村等地域における自然・伝統等の体験を提供する民泊受入れのための宿泊施設等の整備に要する経費</p> <p>(宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ、洗面室等の改修及び施設のバリアフリー化等に要する経費)</p> <p>※1申請当たりの対象経費が10万円未満の事業は対象外とする。</p> <p>※増改築、改修により施設の魅力が高まる整備事業でなければならない。</p> <p>※第2条の交付目的を達するため、滞在エリア内で複数の民泊等施設を整備する必要がある場合、1件の補助事業とすることができる。</p> <p>※専ら施設所有者及び従事者の居住・宿泊等に要する部分に係る経費は対象としない。</p> <p>※事業実施主体に係る運営費等の経常的経費、施設の維持管理費は対象としない。</p>	2分の1	1事業者あたり 上限300千円	